

令和4（2022）年度第2回みよし市公平委員会

議事録

日時 令和5（2023）年2月24日（金）

開会 午後3時

閉会 午後3時50分

場所 市役所5階特別会議室

出席者（公平委員会）

委員長 倉橋洋子

委員 真島聖子

委員 村上雅則

（事務局）

総務部部长

深谷正浩

事務職員（総務部次長兼総務課課長）

小野田浩司

総務部副参事

服部誠

事務職員（総務課主任主査）

鈴木寛之

事務職員（総務課主査）

一丸智詩

次第

1 委員長挨拶

2 議題

(1) 職員団体登録事項の変更について

(2) みよし市公平委員会個人情報保護に関する法律施行細則の制定及びみよし市職員からの苦情相談に関する規則等の一部改正について

3 その他

令和5（2023）年度みよし市公平委員会事業計画について

名前	内容
鈴木主任主査	委員の皆様お揃いですので、ただ今から令和4年度第2回みよし市公平委員会を開催します。

倉橋委員長	<p>それでは、はじめに倉橋委員長から御挨拶をいただきたいと思ひます。</p> <p>挨拶</p>
鈴木主任主査	<p>ありがとうございました。これより、議題に入っていきたいと思ひますが、委員長の進行により、議事を進めていただきたいと思ひます。それでは、委員長よろしくお願ひします。</p>
倉橋委員長	<p>出席者3名ですので、地方公務員法第11条第1項に基づき定足数に達しておりますので、ただいまより、令和4年度第2回みよし市公平委員会会議を開催いたします。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>議題1「職員団体登録事項の変更について」、事務職員より説明してください。</p>
鈴木主任主査	<p>議題1の職員団体登録事項の変更につきまして、説明をさせていただきます。</p> <p>資料1ページを御覧ください。令和5年2月15日付けでみよし市教員組合より、みよし市職員団体の登録に関する条例第4条第1項の規定に基づきまして、役員の改選に伴う職員団体役員改任届が資料の4ページから6ページのとおり公平委員会に提出されております。</p> <p>公平委員会では、既に登録を受けております職員団体からこのような届出が提出された場合におきまして、地方公務員法及びみよし市職員団体の登録に関する条例の規定に基づき、その届出内容と記載内容に問題がなければ、その変更内容を登録し、当該職員団体に通知しなければならないことになっております。</p> <p>それでは、まず、役員の改任届の確認を行っていただく前に、職員が職員団体を組織して、公平委員会の登録を受けるその理由について説明をさせていただきます。</p> <p>資料2ページを御覧ください。まず、地方公務員の団結権についての説明となります。地方公務員につきましては、労働組合法が適用されな</p>

いため、この法律に基づく労働組合を組織することができません。その代わりに、地方公務員法に基づき職員団体という団体を組織することができますとされています。

この職員団体とは、地方公務員法において、職員が勤務条件の維持改善を図ることを目的に組織する団体をいうとされております。また、職員が職員団体を組織するかどうか、また職員団体に加入するかどうかは、強制ではなく職員の自由とされています。

そして、職員団体を組織し、公平委員会で登録を受けると、3つの便宜を受けることができるとされています。

1つ目は、地方公共団体の当局は、登録を受けた職員団体から適法な交渉の申入れがあった場合に、その申入れに応ずべき地位に立つものとされています。

2つ目は、登録を受けた職員団体の役員は、任命権者の許可を受けて職員団体の職務に専ら従事することができるとされています。

3つ目は、登録を受けた職員団体は、公平委員会に申し出ることにより、法人格を取得することができるとされています。

これら3つの便宜、本市の場合は、2つ目と3つ目は対象がないため、1つ目の、市の当局にきちんと交渉の場にたってもらうために、職員が職員団体を組織し、公平委員会の登録を受け、そして、引き続き、登録を受けるために役員の改任等がある都度、届け出が行われているということとなります。

それでは、議題の内容に戻りまして、役員の改任届につきまして委員の皆様にご確認をさせていただきたいと思っております。確認をさせていただきたい点は、資料3ページの地方公務員法第53条第3項及び第4項の下線部の3点となります。

1点目としては、役員の選挙が、組合の全ての構成員に対し投票に参加する機会が与えられ、それが直接かつ秘密の投票で実施されているかという点。2点目としては、当選した役員が、投票者の過半数以上の票を獲得しているかという点になります。3点目としては、職員団体が同一の地方公共団体の職員のみによって組織されているかどうかという点になります。

まず、1点目の「役員選挙が、組合の全ての構成員に対し投票に参加

	<p>する機会が与えられ、それが直接かつ秘密の投票で実施されているかどうか」につきましては、資料5ページの役員改任証明書によりまして、みよし市教員組合選挙管理委員長が証明しています。</p> <p>次に2点目の「当選した役員が、投票者の過半数以上の票を獲得しているかどうか」については、資料6ページのとおり、投票総数244名に対しまして、立候補者それぞれの信任票数が、投票総数の過半数を超えていることが分かります。</p> <p>最後に、3点目の「同一の地方公共団体の職員のみによって組織されているかどうか」についての確認につきましては、事務職員の方で教育委員会に問い合わせ、市内の小中学校に勤務している教員のみによって組織されていることを確認しました。以上が役員改任届の説明となります。</p> <p>今回提出されました役員改任届を委員の皆さんに確認をしていただきまして、御承認がいただければ、本日登録を行い、資料7ページの案のとおり本日付でみよし市教員組合に通知させていただきたいと思っております。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p>
倉橋委員長	ただいまの説明につきまして、御質問等があればお願いいたします。
倉橋委員長	特に御質問がなければ、ただいまより採決に移りたいと思います。
倉橋委員長	議題1「職員団体登録事項の変更について」、御異議ございませんか。
各委員	<異議なしの声>
倉橋委員長	御異議ないようですので、議題1の「職員団体登録事項の変更について」は、承認されたものといたします。
倉橋委員長	続きまして、議題2ですが、こちらは内容が3つに分かれているということですので、1つ説明をしていただいたら質疑応答を行い、それが終わりましたら次の説明という順に進めていきたいと思っております。それで

鈴木主任主査

は、議題の2の1点目「みよし市公平委員会個人情報の保護に関する法律施行細則の制定について」、事務職員より説明してください。

議題2につきまして、説明をさせていただきます。

資料8ページを御覧ください。

1つ目の「みよし市公平委員会個人情報の保護に関する法律施行細則」の制定についてです。

はじめに、みよし市公平委員会が保有する個人情報につきましては、現在は、「みよし市個人情報保護条例」と10ページにあります「みよし市公平委員会個人情報保護規則」において市長が定める「みよし市個人情報保護条例施行規則」の例によるとし、市長部局と同様の取り扱いをしています。

8ページの背景に戻っていただきまして、このように、これまで、個人情報保護制度については、地方自治体は、地方自治体ごとに定めた条例に基づいて運用をしておりました。また、国や民間事業者は法律に基づいた運用がされており、それぞれ別々に運用しておりました。それが、個人情報保護制度の見直しが行われ、まず令和4年度に、国や民間事業者それぞれに定められていた法律が「個人情報の保護に関する法律」に1本化されました。そして、令和5年度からは、この1本化された「個人情報の保護に関する法律」の適用対象に地方自治体も加わり、この法律に基づき、全国一律に個人情報保護制度を運用することとなりました。そのため、現在、みよし市が定めている「みよし市個人情報保護条例」については、その役割を終えたため、廃止することとし、法律の規定の範囲内で必要な事項のみを定めた「みよし市個人情報の保護に関する法律施行条例」を制定するため、この議案を3月の令和5年第1回みよし市議会定例会に提案することとしております。

この規則の制定の趣旨ですが、今回、条例を廃止することとなりましたので、条例に基づいて定めていた現在の公平委員会の規則についても廃止することとします。ただ、法律と新たな条例の規定に基づき、公平委員会が規則で定める事項がございますので、法律と新条例に基づく新たな公平委員会規則として、この規則を制定することとしています。なお、題名につきましては、規則ではなく細則としておりまして、これは、

	<p>国において既に「個人情報の保護に関する法律施行規則」というものが制定されておりますので、それと区別するために細則という文言を使用しておりますが、公平委員会が定めている他の規則と扱いは同じものとなります。</p> <p>内容でございますが、規則で定める事項としましては、参考の表に記載しているものになりまして、電磁的記録の開示方法や開示請求書等の記載事項になります。ただ、市全体で取扱いを統一するために、公平委員会の規則でこの事項を独自に定めるのではなく、これまでと同様に、「市長が定める規則の例による」としております。</p> <p>施行期日につきましては、令和5年度から新制度での運用が始まりますので、令和5年4月1日から施行するとしております。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p>
倉橋委員長	<p>それでは、議題2の1点目「みよし市公平委員会個人情報の保護に関する法律施行細則の制定」について、ただいま説明をいただきましたが、これについて御質問等ありますでしょうか。</p>
村上委員	<p>この制度の変更によって、具体的に何か変わることはありますか。</p>
鈴木主任主査	<p>現在の市の条例と、来年度から適用される法律では、個人情報の定義などは同じになっておりますので、本市におきましては、特段これまでと取扱いが大きく変わるということはないと考えています。</p>
倉橋委員長	<p>法律に基づいて全国一律に運用することになるので、今までのみよし市の条例は廃止することになるが、大きな差はないということですね。</p>
鈴木主任主査	<p>そうなります。</p>
倉橋委員長	<p>この件については、他にはよろしいですか。</p>
倉橋委員長	<p>特にないようですので、続いて、2つ目の「みよし市職員からの苦情相談に関する規則の一部改正について」説明してください。</p>

鈴木主任主査

資料 1 1 ページを御覧ください。

改正の趣旨については、2点あります。1点目が、地方公務員の定年が現在原則60歳となっているものを、65歳まで段階的に引き上げる地方公務員法の一部改正が行われ、令和5年度から、2年に1歳ずつ定年が引き上げられていくこととなりました。この改正により、令和5年度から、現在の「再任用制度」と「再任用短時間勤務制度」が廃止され、新たに「定年前再任用短時間勤務制度」と定年が65歳になるまでの間の臨時的な「暫定再任用制度」と「暫定再任用短時間勤務制度」が設けられたことに伴いまして、必要な改正を行うものです。それぞれの制度の内容につきまして、12ページで説明をさせていただきます。

地方公務員法の第28条の4が「再任用制度」に関する条文となっており、この制度については、定年退職した職員を、1年以内の任期を定めて改めて採用することができる制度となっております。任期が1年以内となりますので、1年ごとに更新を行い、最長、65歳の年度末まで勤務できるものとなります。この制度による勤務は、定年退職前と同様にフルタイムでの勤務となります。一方、第28条の5が「再任用短時間勤務制度」に関する条文となりまして、勤務がフルタイムではなく、勤務日数が週4日や週3日ですとか、1日の勤務時間が短い、短時間勤務による再任用制度となります。

これらの制度が令和4年度でなくなりまして、令和5年度からは、第22条の4で「定年前再任用短時間勤務制度」というものが設けられました。これは、60歳に達した日以後定年前に退職した職員について、定年年齢に達した日の属する年度末まで短時間勤務の職に採用することができる制度となります。具体的には、2の表をみていただきたいのですが、例として、令和5年度に60歳になる職員については、令和5年度・令和6年度は定年が61歳になります。この場合に、令和6年度末まで引き続き職員として勤務することもできますが、令和5年度の60歳の誕生日以後に一旦退職した上で、定年年齢を迎える令和6年度の年度末まで再任用の短時間勤務職員として採用され、引き続き働くこともできるようになります。この60歳の誕生日以後から定年年齢を迎えた年の年度末までの短時間で勤務する職に採用する制度を、「定年前再

	<p>任用短時間勤務制度」とし、この制度が新しく設けられました。</p> <p>なお、令和7年度から令和10年度までは、これまでと同様に再任用として働くことができますが、この再任用については、定年引上げに伴いまして、段階的に縮小し、定年が65歳になると不要となりますので、暫定的な制度として新たに法律の附則の4条と6条で、「暫定再任用制度」と「暫定再任用短時間勤務制度」として位置づけられました。</p> <p>それでは、11ページ戻っていただきまして、趣旨の2点目は、国家公務員を対象に国の人事院が定めている人事院規則の一部改正に倣いまして、苦情相談の報告方法について改正を行うものです。</p> <p>具体的な改正内容につきましては、内容の表を御覧ください。第2条の(2)の部分が趣旨の1点目の地方公務員法の改正に伴うものとなります。現行の「再任用制度」を定めている法第28条の4と「再任用短時間勤務制度」を定めている法第28条の5が制度廃止により削除されますので、新設される「定年前再任用短時間勤務制度」の法第22条の4に法律の引用条文を変えるものとなります。なお、暫定再任用制度等につきましては、定年が65歳に引き上げられるまでの一時的な扱いとなりますので、条文上に書かずに、附則において一時的な扱いということが分かるように書いております。2点目の苦情相談の報告方法の改正につきましては、第6条となります。これまでは、職員が苦情相談を受けた場合には、記録を作成し、公平委員会に報告することとなっておりますが、いつ何を報告するのかが明確になっておりませんでした。そこで、国の取扱いと同様に、毎年、苦情相談の概要を公平委員会に報告するという内容に改正します。</p> <p>施行期日は、地方公務員法の一部改正の施行期日と同様の令和5年4月1日としています。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p> <p>ただいまの説明につきまして、改正趣旨が2点ありましたが、それらについて御質問等があればお願いいたします。</p> <p>この変更後の制度については、職員が自分で選択できるものですか。希望したら、希望どおりになるものなのでしょうか。</p>
倉橋委員長	
真島委員	

<p>深谷部長</p>	<p>定年延長については本人が希望すれば希望どおりということになります。ただ、「定年前再任用短時間勤務制度」、「暫定再任用制度」、「暫定再任用短時間勤務制度」については採用ということになりますので、勤務成績が著しく悪い場合は、採用できないということもありえることになります。</p>
<p>真島委員</p>	<p>それは誰が判断することになるのですか。</p>
<p>深谷部長</p>	<p>任命権者が行うことになりますので、市長部局であれば市長ということになります。</p>
<p>真島委員</p>	<p>令和13年度までは「暫定再任用制度」があるので、勤務成績で採用しないということがあるけれども、定年が65歳になった令和14年度以降になればなくなるということですか。</p>
<p>深谷部長</p>	<p>65歳が定年になれば「暫定再任用制度」はなくなりますが、「定年前再任用短時間勤務制度」は残ります。そのため、職員が定年延長ではなくて、定年前再任用短時間勤務を選択する場合は、引き続き勤務成績によって判断することとなります。</p>
<p>真島委員</p>	<p>定年が65歳になれば、60歳から65歳までの間は勤務成績で判断されることもなく職員として働き続けることができるが、60歳になった段階で「定年前再任用短時間勤務制度」を選んだ場合は、勤務成績によって採用が判断されるということですね。</p>
<p>村上委員</p>	<p>必ずしも定年延長後の年齢まで働き続けることをポジティブに捉えられない人もいますので、そういう場合は定年前から短時間で働くことも可能だよということで、職員の方が60歳の時点で、それ以降の働き方を選択する余地が出てくるという捉え方でよろしいでしょうか。</p>
<p>服部副参事</p>	<p>定年延長の場合はフルタイムとなり、給与が退職時点の約7割という</p>

	<p>基準があるのに対し、高齢化していく中でフルタイムの勤務は難しいという職員については、定年前再任用として、フルタイムではなく短時間で継続して勤務できるという違いがありまして、その選択制となります。</p>
村上委員	<p>65歳まではそのような働き方ができるということですが、それ以降の66歳、67歳になって働く人は原則いないのでしょうか。</p>
深谷部長	<p>再任用が終わった後に、会計年度任用職員として、別の制度で採用されれば働くことはできます。</p>
倉橋委員長	<p>この件については、その他ご質問はよろしいですか。</p>
倉橋委員長	<p>それでは、続きまして、3番目の「みよし市管理職員等の範囲を定める規則の一部改正について」、事務職員より説明してください。</p>
鈴木主任主査	<p>それでは、資料17ページを御覧ください。</p> <p>改正の趣旨につきましては、令和5年度の組織の見直しに伴う課の名称変更に伴い必要な改正を行うものでございます。</p> <p>本市におきましては、参考の新旧組織体制図にありますように、現行の8部26課が、令和5年度からは7部25課に変わることとなります。このうち、この規則に影響する部分としましては、組織体制図の一番上、現在の政策推進部の秘書課が広報情報課と一つになり、令和5年度から経営企画部の秘書広報課となりますので、内容の表の下線部分のとおり課の名称を変更します。</p> <p>施行期日につきましては、令和5年度からの組織変更となりますので、令和5年4月1日となります。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p>
倉橋委員長	<p>ただいまの説明につきまして、御質問等があればお願いいたします。</p>
村上委員	<p>組織がスリム化したというイメージではあるのですが、市民経済部に</p>

	<p>については、市民協働部と環境経済部が一緒になったという認識でいいでしょうか。</p>
深谷部長	<p>市民協働部の中の協働推進課だけ総務部に移りますが、それ以外の課は環境経済部と一つになることとなります。</p>
真島委員	<p>これまで保育課はなかったのですか。</p>
深谷部長	<p>今までは、子育て支援課の中でその業務を行っておりましたが、子育て支援に関する施策を充実していくために、子育て支援課の業務内容を細分化して、それに応じて課を設けたということになります。</p>
村上委員	<p>政策推進部が経営企画部が変わっていますが、部の中の課の名称は秘書広報課は別にして、特に変わっていないですが、経営という民間のような名称を付けた意図というのはどういうところにあるのでしょうか。</p>
深谷部長	<p>経営企画部の財政課に、施設マネジメント推進室を新たに設けまして、公共施設や地区施設の長寿命化が課題となっておりますので、施設をどのように維持していくか検討を進めていくということと、現在環境課にあるゼロカーボン推進室を企画政策課に移しまして政策的に推し進めていくということで、そこに民間の考え方も取り入れながら、市の経営をやっていこうという考えがあると聞いています。</p>
倉橋委員長	<p>経営を英語にするとマネジメントなので、そういう視点でということですね。</p> <p>市民の方と直接係わりのある課は特に変わっていないですか。</p>
深谷部長	<p>一部場所が移動する課はありますが、直接市民に関係する課については大きな変更はないものです。</p>
真島委員	<p>保険年金課が保険健康課が変わっていますが、これはどういう意図があるのですか。</p>

<p>深谷部長</p>	<p>保健センターに健康推進課があり、こどもの保健と成人の保健を業務として行っております。このうち、成人の保健については、保険年金課と関係性のある業務となりますので、これを一緒に行うために保険健康課に変更しています。また、こどもの保健については、こども相談課が担うことになりまして、市民の方が相談や手続をする場合になるべく場所を移動しないことができるようにという意図があります。</p>
<p>真島委員</p>	<p>教育行政課はなくなったのですか。</p>
<p>深谷部長</p>	<p>学校教育課と一つになります。両課の違いが分かりにくいという指摘もあり、一つの課にして、保護者や教育関係者が学校のことであれば学校教育課に行けばいいというように分かりやすくしたということです。</p>
<p>真島委員</p>	<p>小学校就学未満の子はこども未来部が担当ということですか。</p>
<p>深谷部長</p>	<p>教育部と相互に関係するところもあるかもしれませんが、基本的にはそういう分けになります。</p>
<p>村上委員</p>	<p>総務部に移る協働推進課はどんなことをされているのでしょうか。</p>
<p>深谷部長</p>	<p>行政区との関係、男女共同参画、地区拠点施設、自治基本条例、LGBTのことなど多岐にわたっています。</p>
<p>真島委員</p>	<p>総務部にしたということは、地域防災との関係もあるのですか。</p>
<p>深谷部長</p>	<p>防災との連携も必要になりますし、政策にもかなり係わってくる部署でもありますので、機構改革に合わせて整理した中で、市民にとって分かりやすい組織構成にしたということになります。</p>
<p>倉橋委員長</p>	<p>人口構成の変化ですとか働き方の変化に合わせて、そういうことを考慮して組織を見直していくということですか。</p>

<p>深谷部長</p>	<p>そういうことも含めた様々な考え方と組織のスリム化を図るという考えでということ聞いております。</p>
<p>倉橋委員長</p>	<p>ほかに、御質問がなければ、ただいまより採決に移りたいと思います。 議題2「みよし市公平委員会個人情報保護に関する法律施行細則の制定及びみよし市職員からの苦情相談に関する規則等の一部改正について」、御異議ございませんか。</p>
<p>各委員</p>	<p><異議なしの声></p>
<p>倉橋委員長</p>	<p>御異議ないようですので、議題2「みよし市公平委員会個人情報保護に関する法律施行細則の制定及びみよし市職員からの苦情相談に関する規則等の一部改正について」は、承認されたものといたします。 これで、本日予定していた議題につきましては全て終了しました。 それでは、その他について、事務局よりお願いいたします。</p>
<p>鈴木主任主査</p>	<p>その他事項について説明をさせていただきます。 資料の22ページをご覧ください。公平委員会の令和5年度の事業計画について、こちらに記載をさせていただきました。 令和5年5月に愛知県公平委員会連合会役員会及び総会が尾張旭市で、6月に全国公平委員会連合会東海支部の役員会、総会及び事務研究会が同じく尾張旭市で行われる予定です。そして、例年のこととなりますが、職員組合の改任に伴う公平委員会を7月から8月の間で開催する予定です。そして、10月に愛知県公平委員会連合会事務研究会が豊橋市で行われる予定です。最後に、令和6年の2月から3月に、教員組合の改任に伴う公平委員会の開催を予定しております。 以上が、現時点での令和5年度の事業計画の予定となります。 なお、令和5年度の各連合会の総会や事務研究会につきましては、正式な案内が来ていないため、現時点では開催方法等の詳細が不明ではありますが、正式な通知が届きましたらご連絡させていただきます。その際、対面での開催となった場合には、委員の皆様へ出欠の確認をさせ</p>

	<p>ていただくことになるかと思いますので、御承知おきいただきますようお願いいたします。</p> <p>以上、説明とさせていただきます。</p>
倉橋委員長	<p>ただいまの説明につきまして、御質問等があればお願いいたします。</p>
倉橋委員長	<p>対面の可能性は高いですか。</p>
鈴木主任主査	<p>新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられると対面になる可能性も出てくるのではないかと思います。</p>
倉橋委員長	<p>ほかに、御質問がなければ、これを持ちまして本日の公平委員会は閉会いたします。</p>
小野田次長	<p>ありがとうございました。公平委員会の議事録には、委員の皆様の署名が必要です。後日、議事録を作成し、御署名をお願いいたしますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、お忙しいところありがとうございました。</p>